償却資産申告における個人番号(マイナンバー)の取り扱いについて

本人が申告書を提出する場合

〈注意〉(1・2)どちらも必要です。

①番号確認

個人番号カード、通知カード

②本人確認

運転免許証、個人番号カード 健康保険の被保険者証 等

※個人番号カードは1枚で番号確認と本人確認が行えます。

代理人が申告書を提出する場合

〈注意〉①・②・③全て必要です。

①申告者本人の個人番号の確認

申告者本人の個人番号カードまたは、通知カード(写し可)

②代理権の確認

委任状

- ※この用紙の右側を切り取り、お使いください。
- ③代理人の身元確認

代理人の運転免許証 等

- ※代理人が税理士の場合は税理士証票
- ※郵送で申告書を提出される場合は、必要書類の写しを同封してください(委任状は原本を同封してください)。
- ※個人番号につきましては法令の定めにより住民基本台帳により確認させていただき、固定資産税の賦課決定の事務に利用いたします。
- ※法人番号を記載した申告書を提出いただく場合や、eLTAX(電子申告)による申告の場合には本人確認資料の提示・添付は不要です。
- ※通知カードに記載された氏名、住所が住民票に記載されている事項と一致している場合は、通知カードをマイナンバーを証明する書類として使用できます。

委任状

令和 年 月 日

(あて先) 新発田市長

委任を受ける者

住所

氏 名

生年月日 昭和·平成 年 月 日

私は上記の者を固定資産税に係る償却資産申告の代理人として定め、 個人番号の提供に係る一切の権限(代理人が使者等を選任し、使者等 により申告書を提出させる権限を含む。)を委任します。

委任者

住所

氏 名 印

生年月日 明治・大正・昭和・平成 年 月 日

電話番号 ()

1. H